

議第 5 3 号 呉市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正（令和 5 年法律第 3 6 号による改正）に伴い，関係条例の規定の整理等をするものです。

2 改正の内容

生活衛生等関係行政の機能強化を目的に，水道法に係る厚生労働大臣の権限が国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い，関係条例について，所要の規定の整理等をするものです。

3 関係条例

- (1) 呉市水道事業給水条例（昭和 3 5 年呉市条例第 1 0 号）
- (2) 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成 2 4 年呉市条例第 8 号）
- (3) 野呂山専用水道給水条例（平成 1 6 年呉市条例第 2 4 号）

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日